

# 「おかやま森づくり県民税」事業の 成果とこれからの使途の概要



平成26年10月

岡山県農林水産部林政課

## はじめに

岡山県では、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、すべての県民に薄く広く負担を求め、県民一体となって森林の維持保全に取り組むことを目的として平成16年4月に「おかやま森づくり県民税」を導入し、これを財源として、各種の森林保全事業を実施してまいりました。

本税の課税期間及び事業の実施期間は5年間としており、平成20年度には「岡山県税制懇話会」において、税の導入効果の検証や制度見直しについて検討及び提言がなされ、県ではこの提言を踏まえ、課税期間を5年間延長いたしました。

さらに、昨年度には再び見直し時期を迎え、税制懇話会において改めて導入効果が検証されるとともに、本県の森林・林業の現状と課題を踏まえた税の必要性や制度のあり方、使途事業の方向性等について検討が行われ、制度を存続すべきこと及び今後取り組むべき施策について、知事に報告されたところです。

県では、この報告書の内容を精査した上で、引き続き、「水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」及び「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱とする森林保全施策を実施する必要があるとし、課税期間を平成31年3月までさらに5年間延長することといたしました。

本書は、おかやま森づくり県民税2期目となる平成21年度から25年度までの5年間で実施した森林保全事業の実績のほか、導入当初から10年間の事業導入効果、さらには、本県の森林・林業の現状と課題及び今後5年間の税制度のあり方や使途事業の方向性等について取りまとめたものです。

世代を超えて大切に守られてきた森林から受ける様々な恩恵が県民共有の財産として、より良い姿で、将来を担う次の世代へと引き継がれていくよう、すべての県民や事業者の方々が、本県の森林・林業を取り巻く状況やおかやま森づくり県民税に対する理解を一層深めていただくため、広くご活用いただければ幸いに存じます。

平成26年10月

岡山県農林水産部

林政課長 吉岡 哲哉

# 目 次

## ○これまでの「おかやま森づくり県民税」

第1	おかやま森づくり県民税事業の実績（平成21年度～平成25年度）	1
Ⅰ	水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり	1
Ⅱ	森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進	2
Ⅲ	森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進	3
第2	おかやま森づくり県民税事業の導入効果（平成16年度～平成25年度）	4
第3	おかやま森づくり県民税の税制度と税収等の状況	11

## ○岡山県の森林・林業の現状と課題

1	森林資源	14
2	林業労働力	17
3	木材需給量の推移	18
4	木材価格の推移	19
5	林業経営	19
6	県民参加の森づくり	20

## ○これからの「おかやま森づくり県民税」

第1	おかやま森づくり県民税の必要性	21
第2	使途事業の方向性	25
第3	税制度のあり方	30
第4	基金のあり方	31

## 【資料編】

## ○おかやま森づくり県民税充当事業の実績と成果（平成21年度～平成25年度）

1	事業費	33
2	事業量等	34
Ⅰ	水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり	36
Ⅱ	森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進	46
Ⅲ	森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進	55

## ○参 考 . . . . . 68

- ・ おかやま森づくり県民税導入・見直しの経緯
- ・ 岡山県税制懇話会設置要綱、岡山県税制懇話会委員名簿
- ・ 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例
- ・ 岡山県おかやま森づくり県民基金条例
- ・ 森林整備に係る都道府県の独自課税の状況
- ・ 他県の使途事業の状況

## ○これまでの「おかやま森づくり県民税」

### 第1 おかやま森づくり県民税事業の実績（平成21年度～平成25年度）

森づくり県民税を財源とする施策については、岡山県税制懇話会の提言（平成15年10月）により、「水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」、「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として推進してきました。

平成20年度に開催された前回の岡山県税制懇話会では、超過課税の継続の必要性をはじめ、使途事業の方向性等について検討を重ね、それまでの事業の成果や現状にかんがみ、21年度以降5年間についても、引き続き3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する施策を実施することが適当されました。

また、新たに、担い手対策の強化、県産材の加工及び流通対策の検討、国庫補助事業を進捗させるための対策や市町村等による地域提案型事業などに取り組むよう提言された、この趣旨に即して、平成21年度から25年度までの5か年間で、以下の森林保全事業を実施しました。

#### I 水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり (2,069,626千円)

##### 1 健全な人工林の整備（1,633,933千円）

健全で活力ある森林を育成するため、間伐の実施、作業道の開設、間伐材の搬出などに対する支援を行いました。

・ 奥地林等の間伐	14,498 ha
・ 森づくり作業道の開設、補修	251,850 m
・ スギ間伐材の搬出	69,404 m <sup>3</sup>



間伐作業

##### 2 多様な森づくり（435,693千円）

松くい虫等被害林、荒廃した里山林の再生を図るとともに、市町村の提案による地域の実情・課題に対応した森林保全の取組に対する支援を行いました。

・ 松くい虫被害林の再生	
被害林整備	509 ha
伐倒・薬剤処理	6,960 m <sup>3</sup>
危険木の除去	12,849 m <sup>3</sup>
・ ナラ枯れ被害拡大防止	
広葉樹利用促進	2,792 m <sup>3</sup>
・ 荒廃した里山林の再生	15 ha



松くい虫被害木の処理

- ・市町村提案型森づくり事業
 

松くい虫被害木の除去	2,298 m <sup>3</sup>
松くい虫被害の予防(樹幹注入等)	9,808 本
間伐用林業機械の導入	17 台
林地残材の搬出	10,883 t
市民参加による森づくり活動	98 団体



市民による里山林の下刈り

## Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進 (617,928千円)

### 1 林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成 (211,203千円)

森林の整備を適正かつ持続的に推進するため、林業に必要な知識や技能を有する人材を育成するとともに、作業の安全性を確保するための装備等の導入に対する支援を行いました。

- ・新規就業者の現場研修経費の助成 93 事業体 (360人)
- ・新規就業者の研修の場の提供 108 箇所 (857ha)
- ・安全作業のための装備、器具の助成 91 事業体 (1,460人)



新規就業者の現場研修

### 2 木材の利用促進 (406,725千円)

森林の適正な整備や地球温暖化防止に貢献するため、公共施設等における県産材・木質バイオマスの幅広い利活用を促進しました。

- ・公共施設の内外装木質化等の助成 154件 (534m<sup>3</sup>)
- ・小学校への学習机・椅子の導入 164校 (4,547組:102m<sup>3</sup>)
- ・県産木製品、木質バイオマス燃料等の展示PR 4 回
- ・公共建築物の木造化計画作成の助成 16 件
- ・県産材製品の販路拡大を支援 2 団体
- ・未利用木質系バイオマスの利活用研究・開発を支援 35 件
- ・高校生提案によるUDに配慮した学校の居室整備 5 校 (34m<sup>3</sup>)



県産材製の机・椅子の導入

### Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進（106,409千円）

#### 1 県民への情報提供等（26,169千円）

森林の働きや林業の役割、おかやま森づくり県民税を活用した取組などについて、県民に情報を発信しました。

・森林・林業を考えるシンポジウムの開催	2回
・新聞による広報	20回
・パンフレット、チラシの配布	101,500部
・街頭での広報活動	116回
・地域で開催されるイベントでのPR	36回



街頭でのPR

#### 2 森づくりのための人材養成及び県民の直接参加による森づくり（79,240千円）

森林ボランティア等の人材養成、森林活動体験行事の開催、森づくりサポートセンター設置、企業等による森づくりなど、県民参加の森づくり活動を推進しました。

・森づくり指導者の養成	268人
・植樹、保育のつどい等の開催支援	392回 15,794人
・森づくりサポートセンターの設立支援	1団体
・企業と市町村との森林保全協定の締結	12企業・団体
・二酸化炭素森林吸収評価認証書の交付	23企業・団体
・みどりの大会の開催	5回 2,300人



保育のつどい

県民税充当額合計 2,793,962千円

## 第2 おかやま森づくり県民税事業の導入効果（平成16年度～平成25年度）

おかやま森づくり県民税が導入された平成16年度から10年が経過したため、主な事業について、これまでの10年間の実績について、数量的、質的に検証・評価を行いました。

### 1 森林の持つ公益的機能を高める森づくり

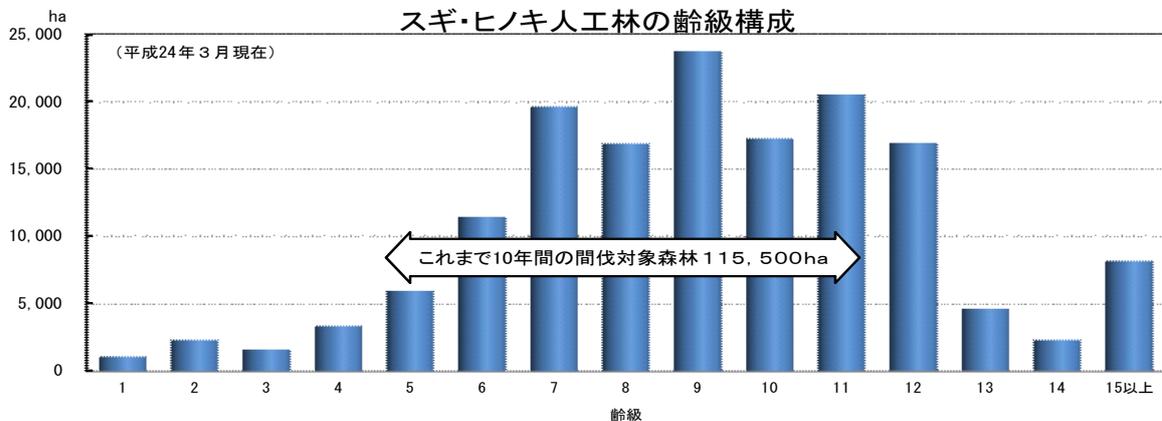
#### (1) 健全な人工林の整備

##### ア 間伐の促進

間伐は、森林を整備する上で最も重要な課題となっており、著しく間伐が遅れている奥地林や放置林などの間伐を促進するとともに、収入のない切捨間伐に限定して、国の造林補助事業に県民税を充当し、間伐を加速化しました。

スギ・ヒノキ人工林の齢級別構成をみると、これまで10年間の間伐対象森林面積は5齢級から11齢級までの115,500haありました。県では5年ごとに間伐計画を作成し、緊急に間伐が必要な森林に対する間伐を推進し、平成16年度から25年度まで10年間の間伐計画面積65,950haに対する間伐実施面積は、67,390haと目標を達成しました。このうち、県民税を活用して、全体の30%に相当する19,999haを実施しています。

県民税事業により、著しく間伐が遅れた森林を解消し、国庫補助と連携して間伐を加速化することによって、公益的機能の早期回復を図ることができました。



ここ10年間の間伐実施状況

(単位：ha)

年 度	H 1 6 ～ 2 0	H 2 1 ～ H 2 5	計
間伐計画面積	36,550	29,400	65,950
間伐実施面積	33,514	33,876	67,390
うち県民税関係	5,501	14,498	19,999
割合 (%)	16.4	42.8	29.7

- ・ 奥地林等の切捨間伐 7,255ha
- ・ 管理放棄地の切捨間伐 3,420ha
- ・ 造林補助事業（切捨間伐のみ県民税を充当） 9,324ha 計 19,999ha

【評価】

- 著しく間伐が遅れた森林を解消
- 国庫補助と連携して間伐を加速化し、公益的機能の早期回復を促進

イ 風倒木被害地の復旧

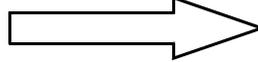
平成16年台風第23号による風倒木被害地の復旧についても県民税を活用しました。被害面積5,483haのうち、国の森林災害復旧事業と連携して2,271haの被害木整理や跡地造林を実施したほか、風倒木危険箇所66haについて、二次災害防止施業を実施しています。

県民税事業により、風倒木被害地の早期復旧が図られ、豪雨等による風倒木の流出に伴う二次災害を未然に防止することができました。



発生直後（公益的機能が一気に低下）

風倒木の片付け  
広葉樹の植栽



整備完了後（公益的機能の発揮に期待）

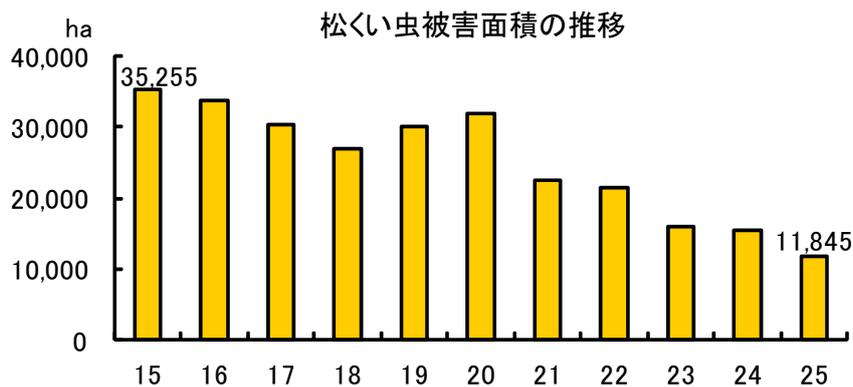
【評価】

- 風倒木被害地の早期復旧を実現
- 豪雨等による風倒木流出に伴う二次災害を未然防止

(2) 多様な森づくり（松くい虫被害林の再生）

松くい虫の被害を受けた森林では、枯損したマツが放置されるケースが多く、林内への立ち入りが難しいばかりか、高木性の樹木の再生が遅れています。このため、県民税を活用して、集落周辺の松くい虫被害地を中心に、立ち枯れた被害木等約7千 $m^3$ の伐倒・整理や、被害林509haにおける不用木の除去等により、林内の安全の確保や、自然力を活かした広葉樹等への更新を促進させるとともに、道路沿いや人家裏で倒木の危険性がある松くい虫被害木約1万3千 $m^3$ を除去することにより、地域住民の安全を確保することができました。

・松くい虫被害木の除去	6,960 $m^3$
・松くい虫被害林の整備	509ha
・道路沿い等の危険木の除去	12,849 $m^3$



道路沿線の危険な被害木

【評価】

- 松くい虫被害地を自然力を活かして広葉樹林等へ再生
- 人家裏等での松くい虫被害木除去による地域住民の安全性を確保

2 担い手の確保と木材の利用促進

(1) 担い手の確保

県内の森林整備を担う認定事業体が行う、現場研修や就労環境改善を支援し、新規就業者の定着を促進するとともに、林業に必要な専門的知識・技能を有する優秀な人材を育成するための専門研修を実施しました。

新規就業者の現場研修経費の助成を171人に行い、安全作業装備・器具等の助成を延べ91事業体、1,460人に行いました。また、優れた知識と技能を有する林業作業士を29人養成しました。

こうした取組により、認定事業体における39歳以下の若い担い手の割合が、平成15年度の18%から25年度には37%にまで増加しました。

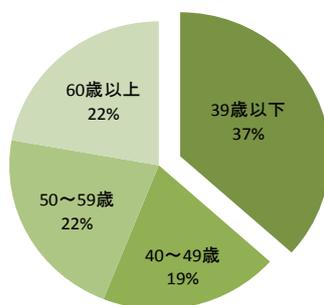
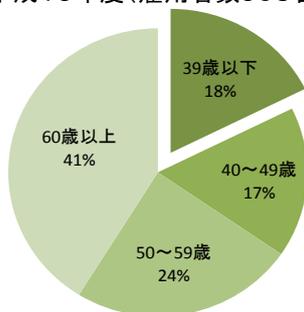
また、県内の高性能林業機械の導入台数は、15年度の61台から24年度183台へと飛躍的に増加しており、これらの機械を操作できる高度な技術者を育成しました。

県民税事業により、これまでの10年間に支援した171人のうち、87人が現在でも担い手として活躍しています。

・新規就業者の現場研修経費の助成	実 171人 (延べ576人 延べ164事業体)
・安全作業装備・器具等の導入支援	延べ 91事業体 (延べ1,460人)
・知識と技能を有する林業作業士の養成	実 29人

#### 認定事業体雇用者の年齢構成の推移

平成15年度(雇用者数503名)      平成25年度(雇用者数464名)



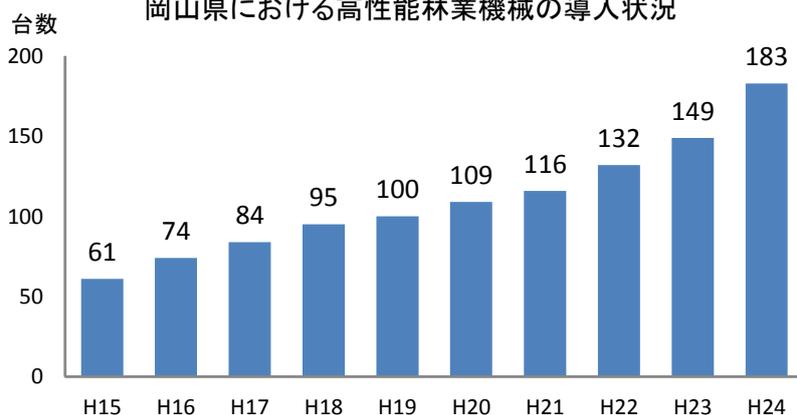
現場研修

※ 39歳以下の割合が18%から37%に増加

#### 【認定事業体】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化についての計画を作成し、知事の認定を受けた林業事業体(平成25年度末現在 38事業体)。

#### 岡山県における高性能林業機械の導入状況



高性能林業機械の操作技能研修

#### 【評価】

○若い担い手の割合が増加

○これまで10年間に支援した171人のうち87人(51%)が担い手として活躍

(2) 木材の利用促進

多くの県民が利用する公共施設や学校、福祉施設等における内外装の木質化や、木製用具の導入などを支援し、県産材の需要を拡大に努めるとともに、整備した施設の利用者4万6千人（アンケート調査結果）に対し、県産材を使った快適な生活環境を提供しました。

県産材製のベンチを270箇所を設置し、多くの県民が利用する公共施設や福祉施設等の床壁等の整備を178箇所で行うなど、合計504箇所の公共施設等における県産材利用を支援したほか、164校の小学校に対し、4,547組の県産材製の学習机・椅子を導入しました。

- ・ 県産材製ベンチの設置 270箇所
  - ・ 県産材を使用したまちづくりへの支援 41箇所
  - ・ 県産材による公共施設や福祉施設等の床壁等の整備 178箇所
  - ・ 高校生の提案による県産材を利用した居室整備 15箇所
- 【公共施設等（504箇所）の内訳】
- ・ 公共施設、文教施設（学校、保育園等） 430施設
  - ・ 社会福祉施設（特別養護老人ホーム等） 19施設
  - ・ 集会コミュニティ施設（集会所、公民館等） 10施設
  - ・ 観光レクリエーション施設（公園等） 22施設
  - ・ その他（商店街等） 23施設
- ・ 小学校への県産材製学習机・椅子の導入 164校 4,547組
  - ・ 治山事業等公共事業への活用 67箇所



県産材製ベンチの設置



県産材製の机・椅子

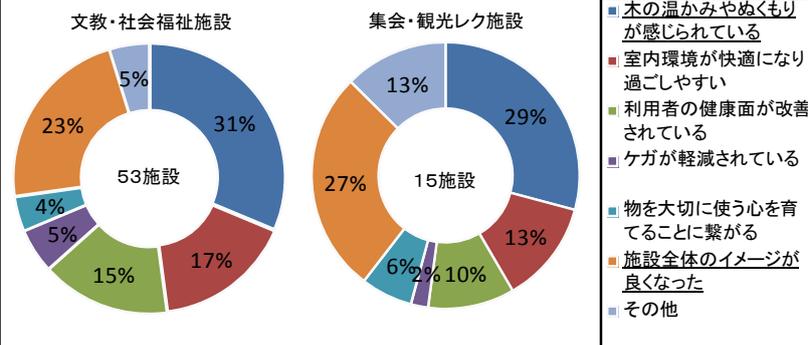
県産木材利用量 計 2,083㎡

平成21年度から24年度に施設整備を行った事業主体へのアンケート調査結果では「木の温かみやぬくもりが感じられる」、「施設全体のイメージが良くなった」などの意見が多く寄せられ、全体の96%が「木材の利用を広く薦めたい」と回答しています。

○県産材による整備施設へのアンケート調査結果

(※H21～24における整備施設(89施設)を対象に調査、回答施設68施設)

Q 県産材を使った施設整備を行って良かった点は何か？



【利用者の感想】

- ・ 木の香りが自然で、心が癒される。
- ・ 落ち着いた雰囲気、ゆったりとした気持ちで過ごせる。
- ・ 部屋が明るくなったようで、気分も明るくなる。施設利用者の笑顔が多くなった。
- ・ 小さな子どもを連れてくるのに、居心地が良くのんびりできる。
- ・ 評判がとても良く、施設の見学に来られた方もほめてくれる。

※全体の96%が「木材の利用を広く薦めたい」と回答（別設問）

県民税事業により、間伐材約7万本に相当する約2千m<sup>3</sup>の県産木材製品が利用され、民間への波及効果が期待されること、森林・林業の大切さや木材利用の良さを4万6千人にPRできました。

なお、平成24年及び平成25年の木材需要報告書（農林水産省）では、岡山県のヒノキ素材生産量が日本一になっています。

#### 【評価】

- 間伐材約7万本に相当する県産木材製品(2,083m<sup>3</sup>)を利用  
民間への波及効果を期待
- 森林・林業の大切さや、木材利用の良さを4万6千人にPR
- ヒノキの素材生産量日本一の実現（H24：19.9万m<sup>3</sup>、H25：22.2万m<sup>3</sup>）

### 3 森林・林業に関する情報提供と森づくり活動の推進

#### (1) 県民への情報提供等

森林の働きや林業の役割、おかやま森づくり県民税を活用した取組等について、新聞による広報を61回、街頭での広報活動を220回実施するなど、様々な広報活動によって、県民に情報を発信しました。

・新聞による広報	61回
・街頭での広報活動	220回
・シンポジウムの開催	4回(参加者1,171人)



街頭でのPR

#### (2) 森づくりのための人材養成、県民参加の森づくり

森林ボランティアグループや地域住民、企業等による森づくり活動への支援、森づくり指導者の育成を通じて、県民参加による森づくりを推進しました。保育のつどい等の行事をこの10年間で794回実施し、延べ約4万4千人の県民等が参加しました。また、平成24年度には「おかやま森づくりサポートセンター」が森林ボランティア団体によって設立されるなど、県民税事業により、県民や企業等による自主的な森林ボランティア活動が各地域で活発化しており、県民参加の森づくりを通じて、森林・林業の大切さなどへの理解を醸成することができました。

・森づくり指導者の育成	延べ402人
・保育のつどい等の開催	794回(延べ43,719人)
・企業と市町村等との森林保全協定締結	19企業・団体
・森づくりサポートセンターの設立支援	1団体



保育のつどい

#### 【評価】

- 県民や企業等による自主的な森林ボランティア活動が各地域で活発化
- 県民参加の森づくりを通じて、森林や林業の大切さなどの理解を醸成

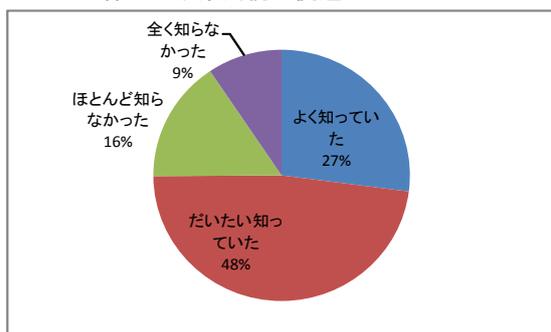
なお、平成24年8月に開催された「森林・林業を考えるシンポジウム」の参加者を対象としたアンケート調査結果によると、比較的、森林・林業に関心の高い参加者であっても、25%の方が森づくり県民税の用途をよく知らないと回答しており、より一層の周知が必要と考えられます。

また、森づくり県民税の継続については、全体の91%の方が賛成しています。

◆森林の現状や森づくり県民税に関するアンケート調査

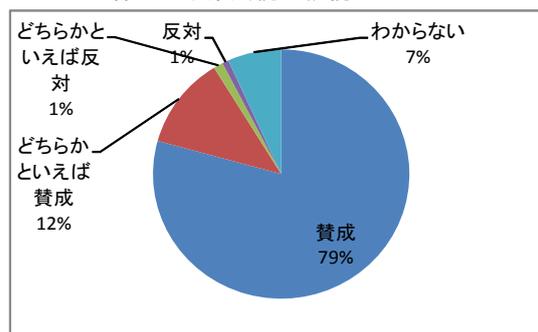
「森林・林業を考えるシンポジウム（平成24年8月開催）」参加者を対象として、森林の現状や森づくり県民税に関するアンケート調査を次のとおり実施しました。（対象者600人うち回答者251人）。

森づくり県民税の用途について



全体の25%（県南29%、県北16%）が県民税の用途についてよく知らなかった

森づくり県民税の継続について



全体の91%（県南89%、県北95%）が継続に賛成していた

### 第3 おかやま森づくり県民税の税制度と税収等の状況

おかやま森づくり県民税は、森林保全を目的とする税制度ですが、課税方式として県民税均等割超過課税を採用したことから、毎年安定した税収が得られる一方で、税の性格が普通税であることから、税収の用途を限定するため、一旦基金に積み立てた上で森林保全に係る事業に充当する仕組みとなっています。

税制度の創設時及び前回の見直し時の検討経緯、導入後の税収等の推移、全国の状況など税制を取り巻く状況変化について整理しました。

#### 1 税制度

##### (1) 課税方式

・ 県民税均等割（普通税）の超過課税

おかやま森づくり県民税を創設するに当たっては、①水道・井戸水定額課税方式（法定外目的税）、②県民税均等割超過課税方式（普通税）、③県民税同時課税方式（法定外目的税）の3つの課税方式を検討しましたが、薄く広く県民に負担を求めていくという点で公平であること、徴税コストや低所得者への配慮という点において優れていること、既存の制度を活用することにより賦課徴収にあたる市町村の事務負担を最小限に抑制することが可能となることを高く評価して、②県民税均等割超過課税方式（普通税）とすることが最も妥当であると提言されました。

これを受けて、都道府県としては高知県に次いで全国で2番目に、同方式による税制度を平成16年度から導入しました。また、平成20年度の見直しにおいても、課税方式を変更する必要はないと提言されました。

導入から10年経過した現時点においては、森林整備を目的とする都道府県の独自税制として県民税の超過課税を行っている県が35あり、このうち33県が岡山県と同様の方式（個人は定額、法人は均等割額に対する割合）を採用しており、本県の課税方式は全国的に普遍性のあるものとなっています（参照：資料編 森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況）。

##### (2) 税率

個人 ・ 500円／年

法人 ・ 均等割額の5%相当額

##### 【法人の資本金等別の税率】

資本金等の金額の区分	標準税率(年額)	おかやま森づくり県民税の税率(年額)
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円

森づくり県民税の創設時においては、全体の税収規模、当初案の水準、アンケート結果、法人の社会的役割、現行の県民税均等割の仕組み、森林の状況等を考慮して検討した結果、個人については超過額を定額の500円、法人については超過税率を均等割額の5%が適当としました。また、平成20年度の見直しにおいても、当該税率を変更する必要はないとしました。

現在、森林の保全を政策目的とする超過課税を行っている35県のうち、本県と同様、個人について500円、法人について均等割額の5%を税率としている県が18あり、全国的にみても本県の税率は標準的なものとなっています。

(3) 課税期間

- ・ 5年間

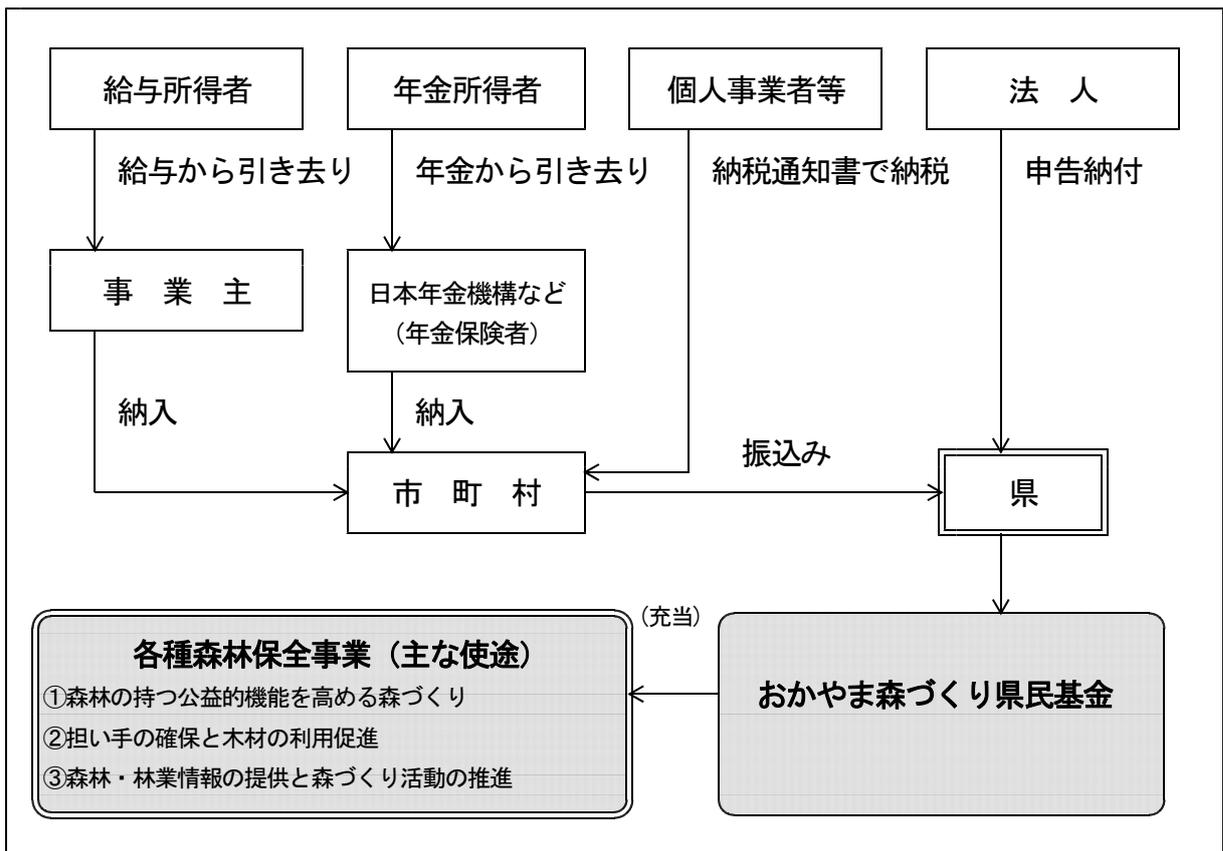
超過課税は一定の政策目的を達成するために必要な場合に県民に負担を求める手段とされていることから、一定の課税期間を定める必要があると考えられます。このため、森づくり県民税の創設に当たっては、超過課税の実施期間を5年間とし、政策税制としての導入効果を検証した上で、制度の見直しを検討するよう提言され、超過課税の実施を定めた特例条例の施行期間は5年間としました。

また、平成20年度の見直しにおいては、導入後の事業実績や、当時の社会情勢も踏まえて用途の検討を行い、その中で、最も主要な施策である間伐事業の実施期間を一つの目安として課税を行うべきであるとされました。その上で、間伐事業が「地球温暖化防止等間伐推進5カ年計画」を基に実施されるものであることを踏まえ、課税期間を前回と同様の5年間とすることが適当と提言され、さらに5年間延長しました。

(4) 納税義務者

- ・ 県内に住所等を有する個人
- ・ 県内に事務所・事業所等を有する法人

(5) 仕組み



## 2 税収の推移

森づくり県民税の税収は、個人県民税について非課税措置が縮小されたことや法人県民税について課税期間内に事業年度が始まる対象法人が増加したことにより導入当初から年を追って徐々に増収となっていましたが、それらの影響がなくなった平成19年度以降は概ね横ばいで推移しています。

(単位：千円)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
税収	個人	331,722	362,955	424,786	447,720	449,183	450,427	439,892	443,103	445,565	448,822
	法人	19,872	108,694	115,418	116,016	115,777	111,795	113,722	113,745	113,022	114,763
	計	351,594	471,649	540,204	563,736	564,960	562,222	553,614	556,848	558,587	563,585
前年度比	—	134.1%	114.5%	104.4%	100.2%	99.5%	98.5%	100.6%	100.3%	100.9%	

## 3 基金積立額等の推移

超過課税により得られた税収は、森林の保全に要する費用に限定して充てることを明らかにすることを目的として、税収を一旦「おかやま森づくり県民基金」に積み立てた上で、必要な事業に要する費用に充当されています。

(単位：千円)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
基金積立額	309,131	445,595	507,827	547,725	573,452	561,285	585,222	560,170	556,752	559,891
事業充当額	271,002	411,639	507,885	532,410	517,070	520,793	490,834	552,310	608,450	653,577
基金残高	38,129	72,113	72,447	88,795	146,404	187,380	282,224	290,670	239,562	146,287

## ○岡山県の森林・林業の現状と課題

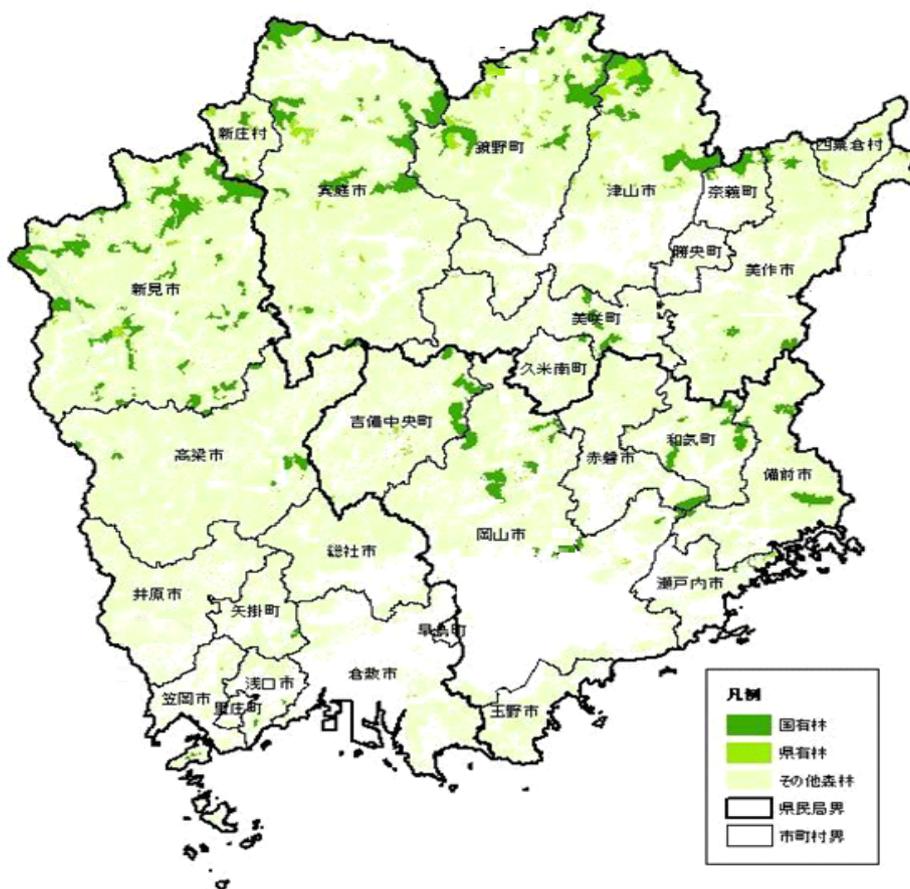
おかやま森づくり県民税事業の導入効果を踏まえ、岡山県の森林・林業の現状と課題を整理しました。

### 1 森林資源

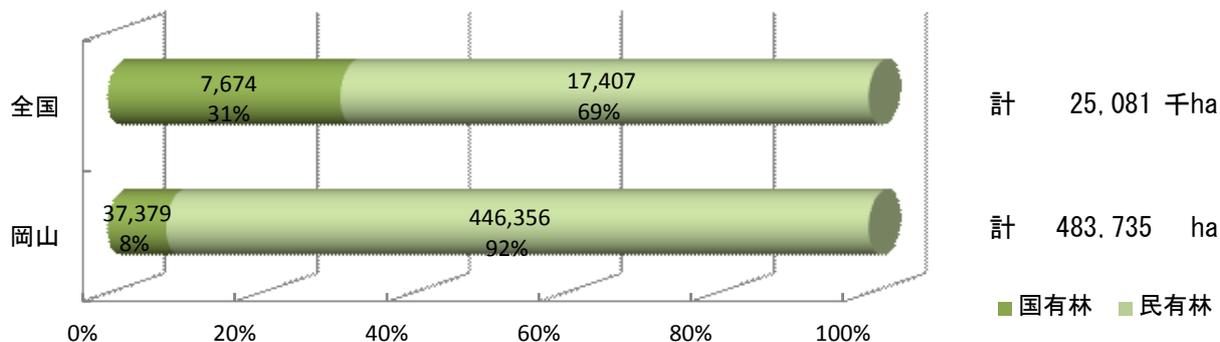
岡山県の森林面積は48万4千haと、県土の約7割を占めており、水源のかん養、県土の保全などの多面的機能の発揮を通じて、県民生活に大きく貢献しています。

このうち92%は民有林となっており、全国（69%）と比べ、民有林における森林の整備が大変重要となっています。

#### (1) 森林分布図



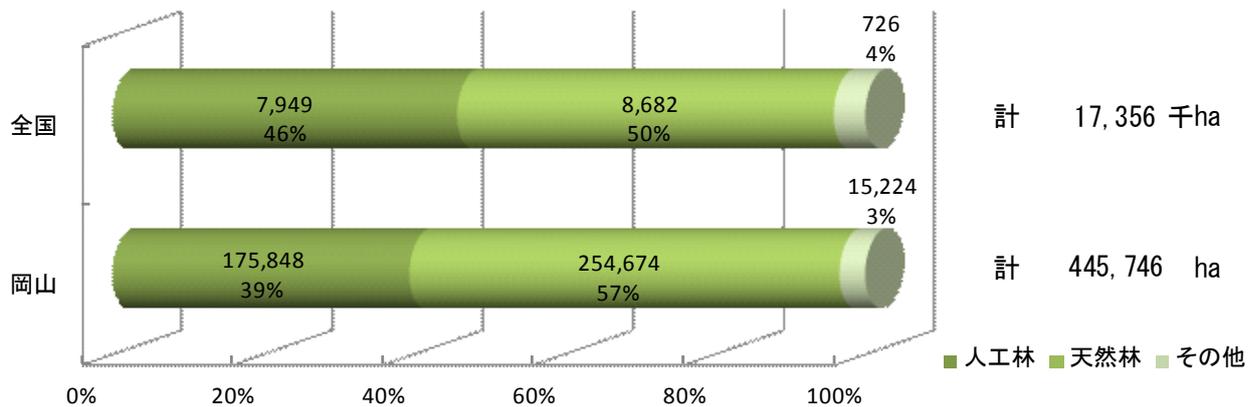
#### (2) 国有林・民有林別森林面積



(注) 全国は平成24年3月31日現在。岡山県は平成25年3月31日現在。(林政課資料)

(3) 民有林における人工林・天然林別面積

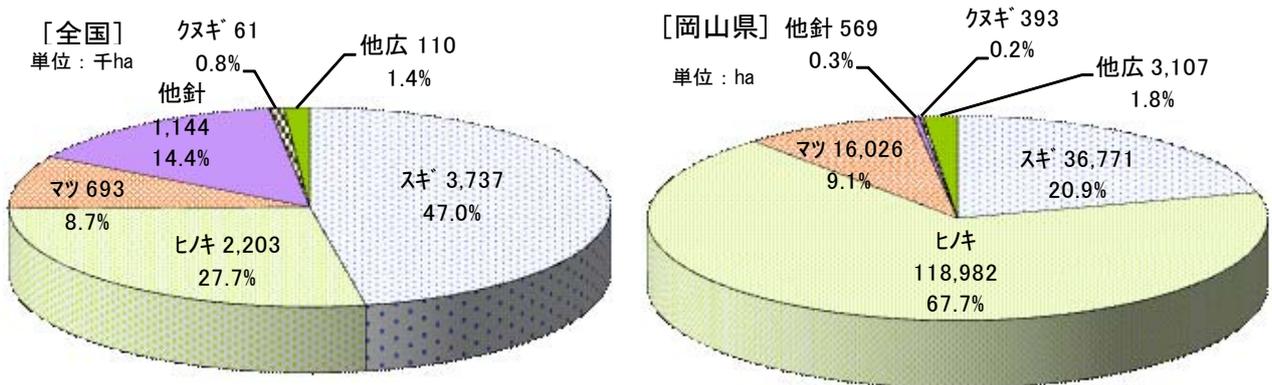
民有林面積 44万6千haのうち、39%に相当する 17万6千haが人工林です。



(注) 全国は平成24年3月31日現在。岡山県は平成25年3月31日現在。(林政課資料)

(4) 民有林における人工林の樹種別面積

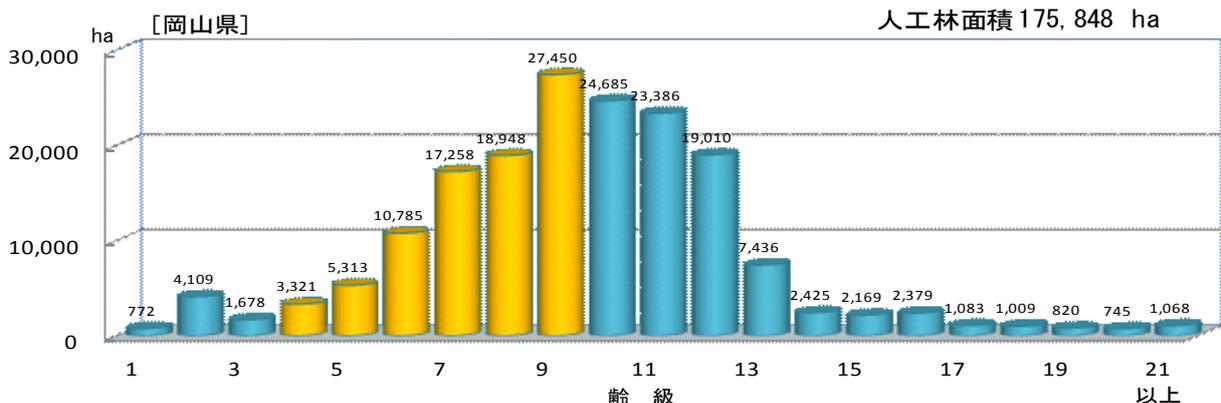
人工林の樹種別面積をみると、全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキが68%、スギが21%となっており、ヒノキ材の生産地として全国的に知られています。



(注) 全国は平成24年3月31日現在。岡山県は平成25年3月31日現在。(林政課資料)

(5) 人工林の齢級別面積構成

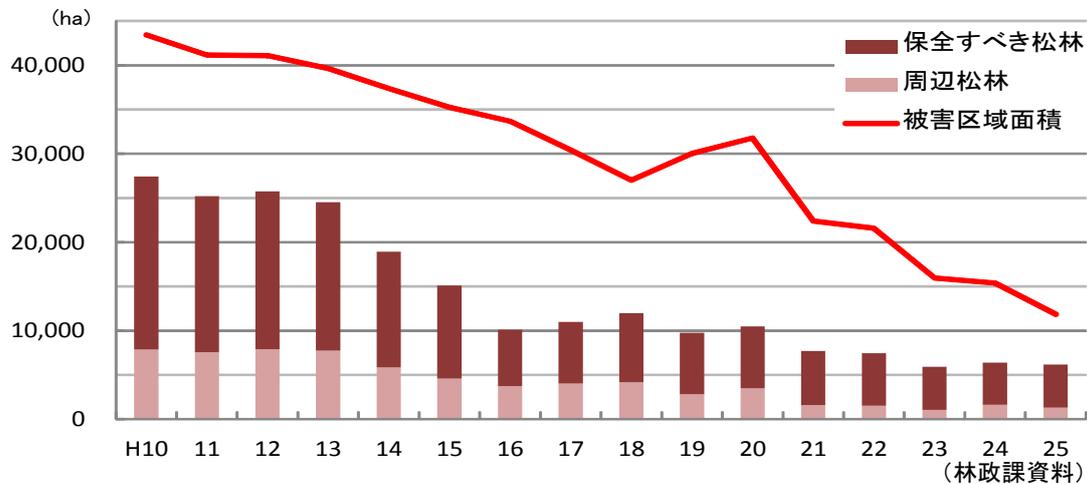
民有林の人工林は、3齢級(15年生以下)の若齢人工林が極端に少なく、7~12齢級(31~60年生)に偏っています。特に、生育途上にある4~9齢級(16~45年生)のスギ、ヒノキ人工林の適切な間伐の実施が大きな課題となっています。



(注) 「齢級」とは、5年を一括りに林齢1~5年生を1齢級、6~10年生を2齢級、以下3齢級、4齢級と称する。(林政課資料)

(6) 松くい虫被害状況の推移 [岡山県]

近年の松くい虫被害は減少傾向にあります。保安林等公益的な機能が強く、松林として保全すべき区域を守るためには、周辺松林からの感染防止・樹種転換等を図るとともに、荒廃した松くい虫被害跡地の再生を進めることが課題となっています。



(7) ナラ枯れ被害状況の推移

本県のナラ枯れ被害は、21年度に鳥取県との県境付近で初めて発生し、今後の急速な被害拡大が懸念されています。

※ナラ枯れ：カシノナガキイムシがナラ・カシ類等の幹に穿入し、体に付着した「ナラ菌」を樹木内に多量に持ち込むことにより発生する、樹木の伝染病である。

被害数量：千m<sup>3</sup>、(被害本数)：本

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
岡山県	—	—	—	—	0.1 ( 3)	0.1 ( 81)	0.2 (272)	0.2 (354)	0.1 (164)
鳥取県	0.3	1.2	1.3	1.8	3.0	6.3	3.5	1.6	1.9
島根県	—	0.4	0.7	1.1	2.3	8.4	3.9	2.1	2.2
広島県	—	—	0.0	0.0	0.2	2.4	0.9	0.7	0.8
山口県	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(林政課資料)

(8) 里山林の状況

居住地近くに広がり、かつては、薪や落葉の採取など、日常生活に密接な関わりのあった里山林は、生活様式の変化等から利用されなくなり、林内の過密化や竹林の拡大、土砂の流出等による荒廃、有害鳥獣の生息、ダニ媒介の感染症等の問題が顕在化しつつあります。こうした中、森林ボランティアグループや地域住民による不用木の伐採や竹林整備など、里山林再生への関心が高まっています。

里山林整備活動の内容

活動内容	不用木伐採	竹林整備	間伐・枝打ち	植樹・下刈り	その他
割合 (団体数)	58% (15)	27% ( 7)	8% ( 2)	46% (12)	69% (18)

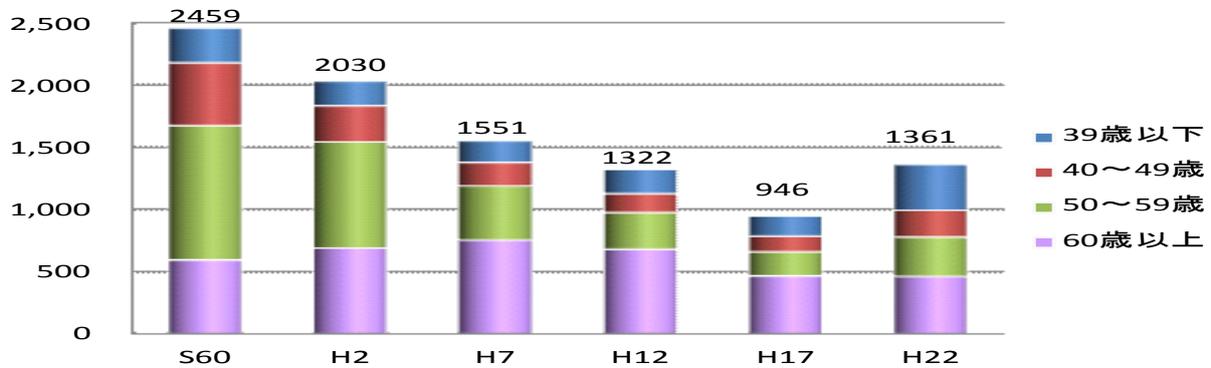
※県内森林ボランティアグループ26団体を対象に調査(複数回答可)。

※その他とは、自然観察会や炭焼きなど、森の恵みを楽しむことができる取組。

## 2 林業労働力

### (1) 林業就業者の推移 [岡山県]

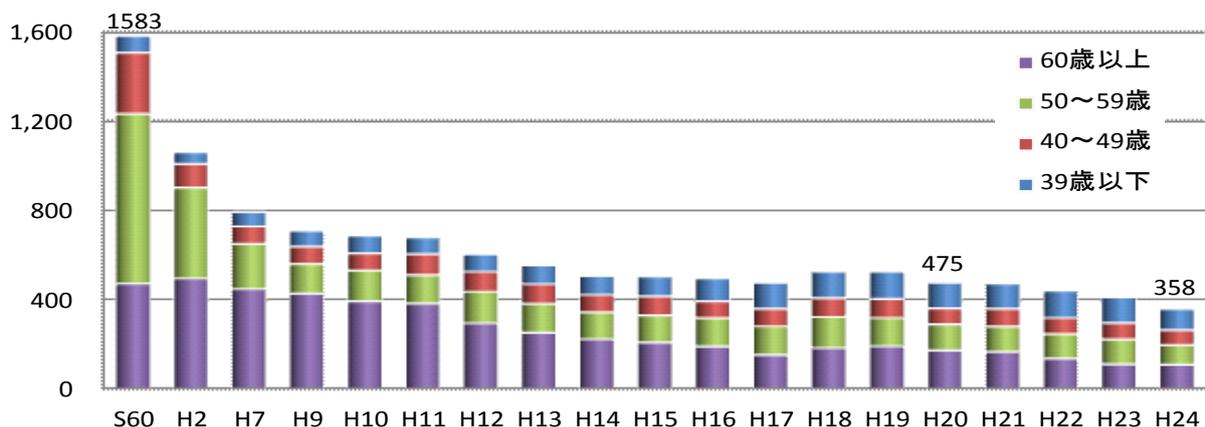
国勢調査による林業就業者数は、一貫して減少傾向で推移してきましたが、平成17年から平成22年までの5年間では44%増加し、特に39歳以下の若年者率も17%から27%と10ポイント増加しています。



資料：総務省「国勢調査」

### (2) 森林組合雇用労働者（事務員を除く）の推移 [岡山県]

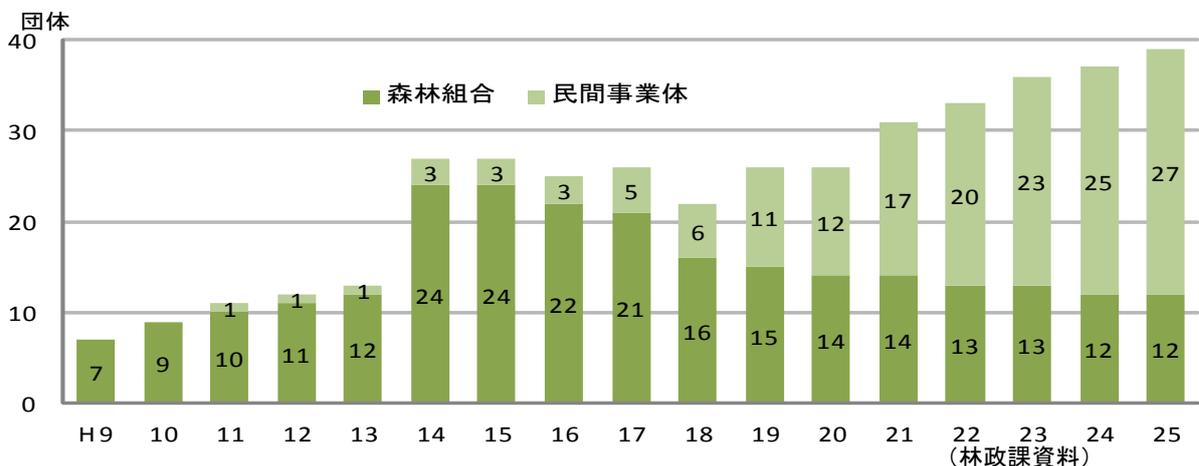
森林整備の主な担い手である森林組合の雇用労働者は、長期的に減少が続いており、平成24年は11組合で358名となっています。



資料：林野庁、岡山県組合指導課

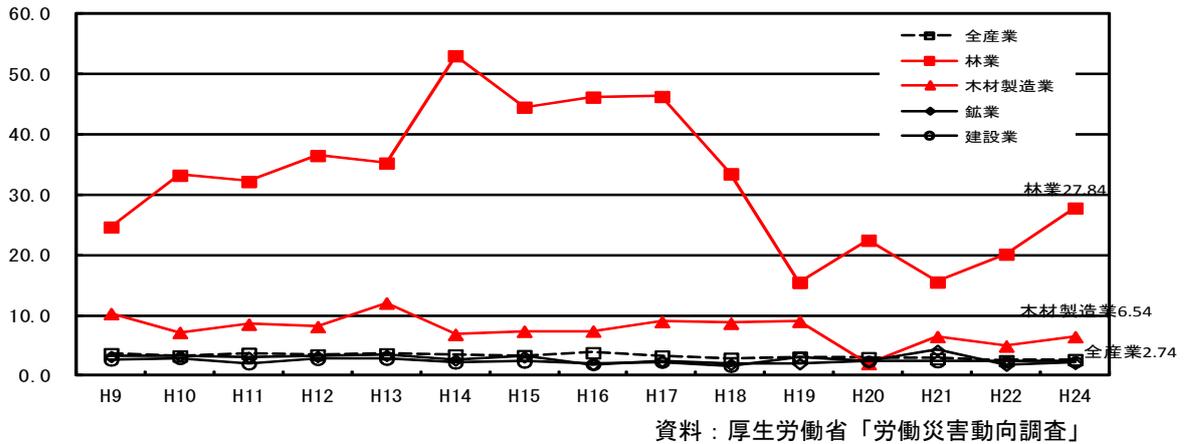
### (3) 認定事業体の推移 [岡山県]

雇用管理の改善や事業の合理化に取り組もうとする、意欲ある林業事業体の数は年々増加し、平成25年度末現在で39事業体となっています（森林組合数の減少は広域合併によるもので、全組合が認定されています）。



(4) 産業別労働災害の状況（度数率） [全国]

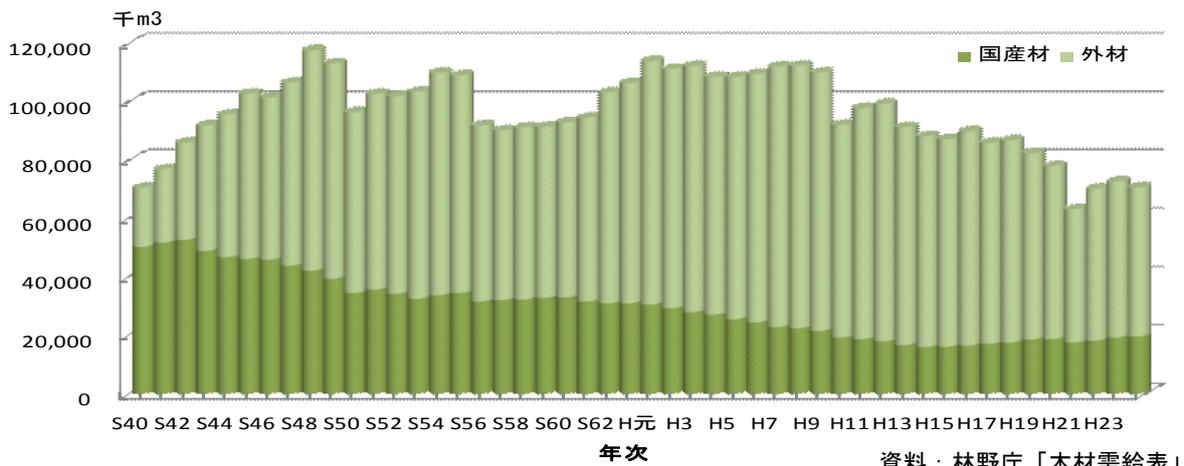
林業労働災害の発生件数は、近年減少傾向にあります。災害の発生頻度では、他産業に比べて格段に高い状況にあります。



3 木材需給量の推移

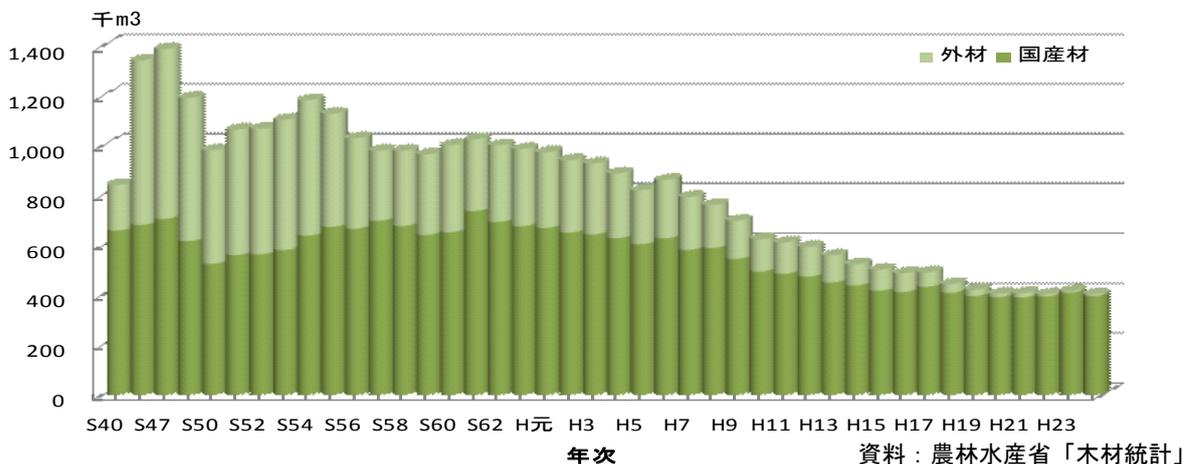
(1) 全国

我が国の木材需給量は、平成8年以降減少傾向にあります。木材自給率についても、国産材供給の減少と外材輸入の増加により低下を続け、平成11年以降は20%を下回っていましたが、平成17年には20%台に回復、平成24年には27.9%となっています。



(2) 岡山県

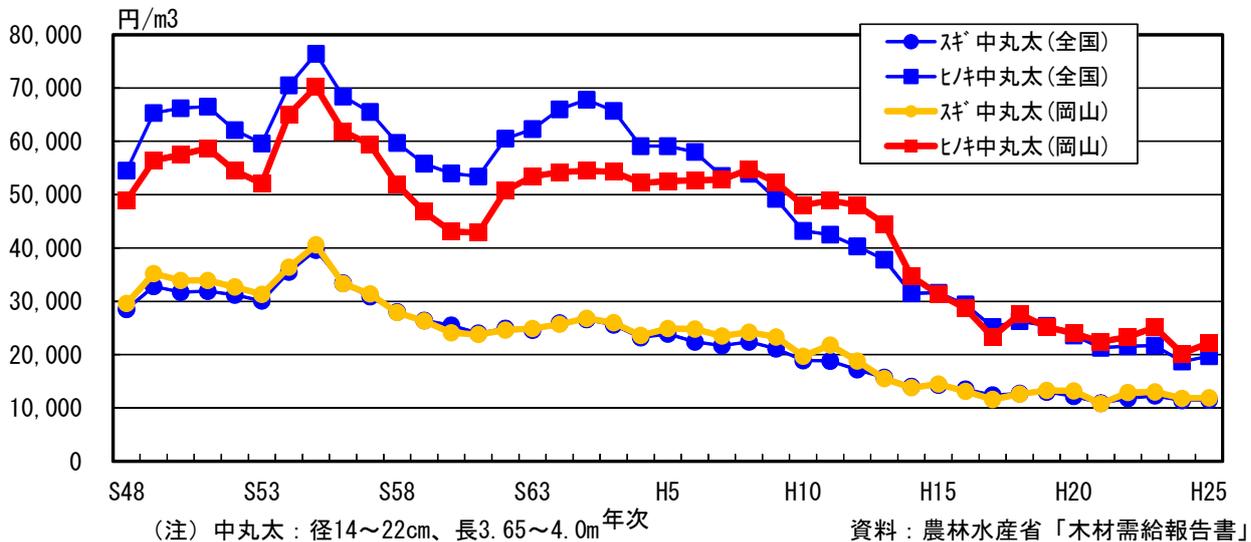
本県の木材需給量をみると、約98%を国産材が占めており、全国有数の国産材加工県となっています。



## 4 木材価格の推移

### (1) 素材価格の推移 [全国及び岡山県]

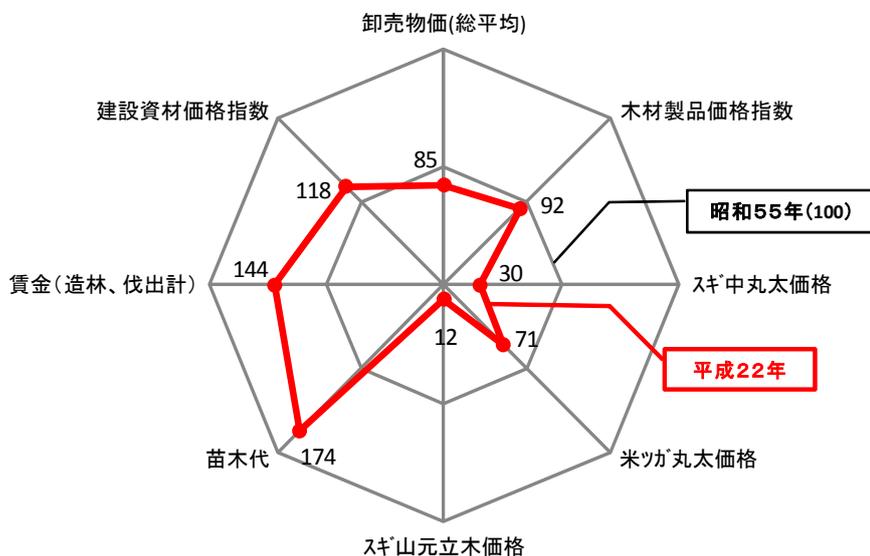
スギ・ヒノキの素材（丸太）価格は、昭和55年をピークとして長期低落傾向にあります。森づくり県民税が創設された平成16年以降も更に低下が続いており、平成25年の価格はスギ、ヒノキともピーク時の約3割にまで落ち込んでいます。



## 5 林業経営

### (1) 林業生産を取り巻く諸因子の変化（昭和55年と平成22年の比較）

賃金や苗木代は上昇する一方、山元立木価格や丸太価格は著しく下落しており、こうした林業採算性の悪化が、森林の適切な管理を阻害する原因となっています。

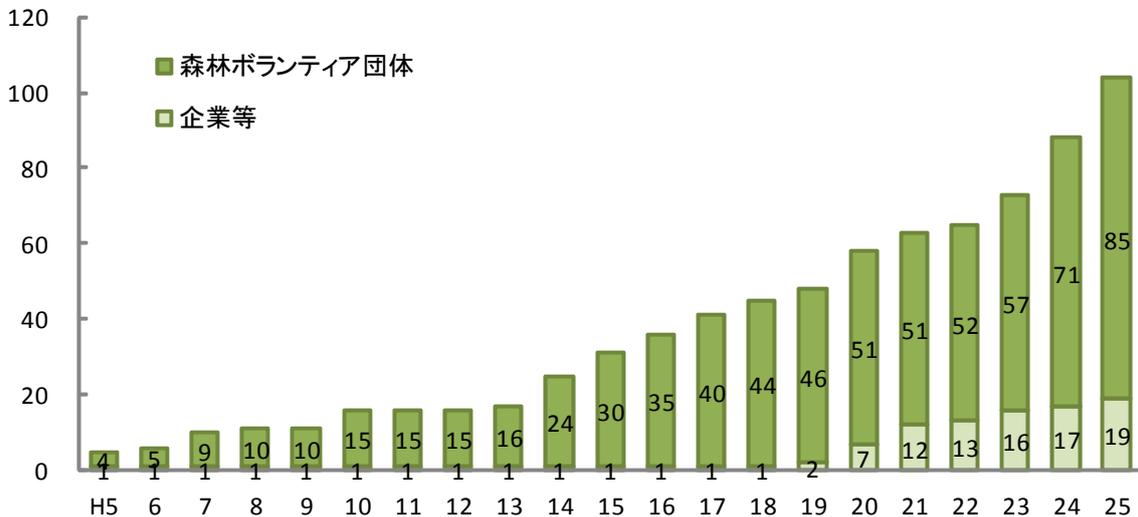


(注) 昭和55年(1980)を100としたときの平成22年(2010)の指数 (資料：林野庁業務資料ほか)

## 6 県民参加の森づくり

### (1) 森林ボランティアグループ数の推移 [岡山県]

これまで県民参加の森づくり運動を推進してきた結果、県内各地域で森林保全活動に自主的に取り組むボランティアグループや企業等が年々増加しており、平成25年には104の団体・企業が活動しています。



(林政課資料)

### (2) 森づくりサポートセンターの設置

県民参加の森づくりの一層の推進を図るため、平成24年6月に設立され、森林ボランティアグループ等の自主的な森林整備等の活動を支援しています。

区分	内容
組織名	おかやま森づくりサポートセンター
構成団体	森林ボランティアグループ、森林組合、林業研究グループの41団体（H26.3月現在）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植樹・保育のつどい等の開催</li> <li>○森づくりサポートセンターの登録・派遣</li> <li>○森づくり活動に関する情報の提供</li> <li>○森林ボランティアグループの交流促進</li> <li>○森林活動の相談窓口、資機材の貸出</li> </ul>

## ○これからの「おかやま森づくり県民税」

### 第1 おかやま森づくり県民税の必要性

県土の約70%を占める森林は、水源のかん養や県土の保全など、県民の生活に欠くことのできない公益的機能を有しています。しかしながら、本県の森林を守り育ててきた林業は、木材価格の長期低迷などにより経済的に成り立ちにくく、スギやヒノキの人工林は、間伐など必要な手入れが行き届かない状況にあります。また、松くい虫やナラ枯れの被害を受けた森林や、生活様式の変化等から利用されずに放置された居住地近くの森林においても、その大切な機能が十分に発揮されない状況にあります。

一方、人々の意識は、快適で安心できる暮らしや、心の豊かさを重視するようになり、快適環境の形成、保健・レクリエーションの場の提供など、森林の持つ多面的な機能の発揮に対する県民の期待は一層高まっています。

森づくり県民税は、森林の健全性を確保し、より良い姿で未来へと引き継ぐため、こうした森林の恩恵を公平に受けるすべての県民の理解と協力を求め、県民が一体となって本県の森林を支えていく取組を推進することを目的として、平成16年度に導入したもので、これを貴重な財源として、国の補助事業等と連携しながら、本県の森林保全に欠かせない各種施策に活用し、成果を上げてきました。

こうした経緯や、森づくり県民税事業のこれまでの成果、本県の森林・林業における現状と課題を踏まえ、今後の森づくり県民税の必要性について次のとおり整理しました。

#### 1 公益的機能を高める森づくり

##### (1) 健全な人工林の整備

これまでの森づくり県民税事業の実施により、著しく間伐の遅れた奥地林や放置林の解消を図るとともに、国庫補助事業と連携して間伐事業を加速化させ、森林の持つ公益的機能の早期回復に努めてきました。しかしながら、人工林の齢級構成を見ると、16～45年生の間伐対象森林がまだ多く残されており、県の間伐推進計画を着実に達成していくためにも、間伐が進みにくい施業集約化困難地等における継続的な支援が必要です。

また、本県のヒノキ等人工林資源は次第に充実してきているものの、15年生以下の若齢人工林が極端に少なくなっており、林業経営を持続するためには、「伐って（使って）・植えて・育てる」という「林業のサイクル」を循環させることにより、適切に再造林を行い、齢級構成の平準化・若返り化を図る必要があります。

そして、社会問題となっているスギ林の成熟に伴う花粉の大量発生に対処するためにも、少花粉スギ苗木等による再造林に取り組む必要があります。

##### (2) 多様な森づくり

これまで、集落周辺の松くい虫被害地において、枯損した被害木等を伐倒・整理することにより、林内の安全性を確保し、広葉樹等への更新を促進するとともに、道路沿線等で倒木の恐れのある被害木を除去することで、危険箇所の解消に努めてきました。しかしながら、松くい虫被害は依然として広範囲にわたっており、引き

続き、松くい虫被害林の健全化を進める必要があります。

一方、県北地域では、ブナ科の樹木が集団枯損するという「ナラ枯れ」被害の拡大が懸念されており、被害の拡大を防止するとともに、被害を受けやすい高齢の大径木の有効利用が求められています。

さらに、森林所有者が管理を放棄した里山林は、薄暗く荒廃し、有害鳥獣の生息場所になるなど快適な生活環境が失われています。また、近年の短時間強雨により、県中南部の天然林において土砂災害が多発しています。このため、災害の発生を防ぎ、安全で快適な生活環境を確保するとともに、人家・農地等周辺の森林における有害野生鳥獣の生息域拡大を防ぐためには、居住地周辺の身近な森林の整備にも力を入れていく必要があります。

## 2 担い手の確保と木材の利用促進

### (1) 優れた担い手の育成・強化

認定事業体が行う職場内研修や安全作業装備等の導入による就労環境の改善等を支援した結果、新規就業者100人が定着し、若い担い手の育成を図ってきました。

生産性の高い魅力ある林業を実現し、森林の整備を一層推進するためには、引き続き、若者の林業への参入を促進し、低コスト作業システムなど専門的な技術力を有する優れた技術者を育成するとともに、地域林業の中核を担う林業事業体（森林組合と民間事業体）への支援を強化する必要があります。

### (2) 木材の利用促進

多くの県民が利用する公共施設等や学校、福祉施設等の木質化や木製用具の導入等を支援し、県産材の利用を促進するとともに、快適な生活空間を提供してきました。

整備を行った多くの施設関係者が「木材の利用を広く薦めたい」と考えており、他の施設や利用者への波及効果が期待されています。

森林資源が次第に充実しつつある中、林業経営の持続を通じた森林の適正な整備を促進するには、県産材の需要拡大が重要であり、公共施設等への県産材利用を更に推進するとともに、本県のヒノキの優れた材質や県内木材加工企業の技術を活かした県産材の国内外への販路拡大を促進する必要があります。

## 3 各種情報の提供と森づくり活動の推進

### (1) 県民への情報提供

シンポジウムの開催や新聞等での広報、街頭PRなどにより、森林や林業、県民税等に関する情報を発信してきましたが、さらに、県民全体でおかやまの森林を守り育てるという意識を高めるため、引き続き、森林の働きや林業の役割の重要性や、県民税の用途について、広く周知を図る必要があります。

このためにも、県ホームページを通じた情報発信、映像等による新教材や法人向け広報資料の作成等、広報・情報発信手段の多様化と充実を図るとともに、県民税事業の実施者が行う現場からの情報発信を促進するなど、効果的なPR等の実施に努める必要があります。

## (2) 森づくり活動の推進

地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループや企業による森づくり活動への支援、指導者の養成等を行ってきた結果、県民等による森づくり活動が各地域で活発となり、森林ボランティアグループ等で構成される「おかやま森づくりサポートセンター」の設立を支援しました。

今後、森づくり活動を発展させるためには、サポートセンターを拠点とした森林ボランティアグループによる自主的な活動を促進することが重要であり、企業等の森づくり活動への参画や、学校・社会教育等における森林・自然を活用した体験学習への支援を拡充していく必要があります。

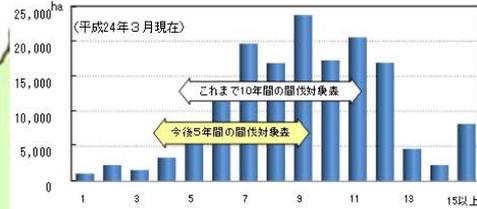
以上のとおり、引き続き、県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、本県の森林保全に関するこうした施策が今後とも必要と考えられ、また、森林の恩恵を受けているすべての県民が一体となった取組として推進していくことが重要であるため、「森づくり県民税」を平成26年度以降も貴重な財源として存続させていくこととしました。

# これからの「おかやまの森林・林業」の取り組むべき課題

～おかやまの森林を県民全体で支えていくために～

## 健全な人工林の整備

スギ・ヒノキ人工林構成



- **継続的な間伐の実施**
  - ・施業集約化困難地の間伐促進
  - ・未利用間伐材のバイオマス燃料への利活用
- **再造林による林業経営の持続(花粉症対策等)**
  - ・「伐って(使って)・植えて・育てる」林業のサイクルの循環
  - ・スギ花粉対策
  - ・再造林による人工林の若返り化

## 多様な森づくり

- **天然林の保全**
  - ・ナラ枯れ被害の拡大防止
  - ・シイタケ原木等への有効利用
  - ・林業に適していけない人工林を針広混交林・広葉樹林に誘導



## 快適な森林環境の創出



- **放置された里山林を整備し安全で快適な森林環境を確保**
  - ・松くい虫被害林の健全化
  - ・荒廃した里山林を整備し、災害の発生を防止するとともに快適な生活環境を確保
  - ・野生鳥獣被害の拡大対策
  - ・自然力を活かした森林の再生
  - ・集落周辺森林の調査による危険性の把握



## 力強い担い手の育成

- **優れた担い手の育成・強化**
  - 1 林業従事者の育成
    - ・若者等の林業への参入を促進
    - ・技術力のある優れた担い手の育成
    - ・安全な職場環境づくりによる就労環境の改善
  - 2 地域林業の中核を担う林業事業者への支援



## 木材の利用促進

- **公共施設への利用促進と県産材の需要拡大**
  - ・公共施設等への県産材による木質・木造化の促進
  - ・材質に優れたヒノキの長所と県内木材加工企業の技術を活かした販路拡大



## 情報提供と森づくり活動

- **森林の働きや林業の役割の重要性等の情報発信の促進**
  - ・県ホームページにおける情報の充実
  - ・県民税事業の実施者を通じた広報活動
  - ・学校・社会教育等における啓発促進
- **自然を楽しむ森林ボランティア活動の推進**
  - ・おかやま森づくりサポートセンターを拠点とした自主的な森づくり活動の促進
  - ・企業の森林保全活動への支援



## 第2 使途事業の方向性

これまでの事業成果や現状を踏まえ、今後とも、①水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進という3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する事業を実施していくこととしました。

なお、具体的な使途事業については、国庫補助事業等との連携を図りつつ、各地域の実情を十分踏まえた上で、施策の必要性や緊急性等を勘案して決定します。

### 〔使途の考え方〕

#### I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- 継続的な間伐等の実施により健全な人工林の整備を推進する。
- 「伐って（使って）・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、再造林による林業経営の持続を図り、併せてスギ花粉対策に取り組む。
- 松くい虫被害林の健全化や県北地域等でのナラ枯れ被害対策に取り組む。
- 学校等公共施設や居住地周辺の放置された里山林を整備し、安全で快適な森林環境を創出するとともに、土砂災害の予防や有害野生鳥獣生息域の拡大防止を図る。

#### II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

- 生産性の高い魅力ある林業の実現のため、低コスト作業システム等の専門的技術を持つ優れた担い手の育成を図るとともに、地域林業の中核を担う林業事業者を重点的に支援する。
- 県産材の利用促進を通じ、林業経営の持続と森林保全を図るため、公共施設等に積極的に木材を活用するとともに、本県の木材加工技術と優れたヒノキ材の長所を生かして、県産材の需要拡大を図る。

#### III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- 県民全体でおかやまの森林を育てるという意識を高めるため、森林の働きや林業の役割の重要性や、森づくり県民税を活用した森林保全事業の取組等について、様々な広報手段を活用し、広く情報を発信するとともに、学校・社会教育で活用できる教材を作成する。
- 「おかやま森づくりサポートセンター」の活動促進、森林ボランティアグループの育成、企業との協働の森づくりの推進、森林活動リーダーの育成等の取組を通じて県民による自主的な森づくり活動を推進する。

## 【施策ごとの推進方向・具体的施策】

### I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能をもつ森づくり

#### 1 健全な人工林の整備

##### (1) 継続的な間伐等の促進

森林の持つ公益的機能をもつため、国庫補助の対象とならない間伐等や、作業道の開設・補修、経営放棄林の切捨間伐、スギ間伐材搬出への助成を行うとともに、国の造林補助事業で行う切捨間伐への県民税充当を行ってまいりましたが、まだ多くの間伐対象森林があり、「第8期間伐推進5カ年計画」を着実に実行するためにも、継続的な間伐への支援が求められています。

国の造林補助事業では、平成24年度から採択基準が変わり、搬出間伐を主体に、一定規模以上への施業集約化が必須となっています。このため、今後の進め方としては、施業集約化が困難で国庫補助の対象とならない間伐等への助成や、森林所有者等に対する施業実施の働きかけの強化、未利用間伐材を木質バイオマス資源等として活用するための一時的な保管場所となるストックポイント造成などへの助成を重点的に行うとともに、作業道の開設や補修、スギ間伐材搬出経費の助成、造林補助事業で行う切捨間伐への県民税充当を引き続き行います。

##### (2) 再造林による持続的な林業経営の実現

「伐って（使って）・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、持続的な林業経営を実現するため、林業生産に適した人工林では環境に配慮した小面積皆伐等を実施し、再造林による人工林の若返り化を図り、本県の森林資源を均等な年齢構成へと誘導します。また、スギ林の成熟に伴う花粉の大量発生への対策として、少花粉スギ苗木等を使用した再造林を推進するため、採穂園等の整備、植栽モデル林の設置等により、少花粉スギ苗木等の供給体制を整備します。

なお、新規・拡充施策の実施に必要な予算については、間伐については、より緊急性の高い事業へと絞り込むとともに、再造林については、国庫補助事業との連携や、植栽や下刈り作業の省力化・効率化などで対応します。

#### 2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

##### (1) 放置された里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保

放置された里山林等においては、松くい虫被害林の健全化、土砂災害の発生防止、快適な生活環境の確保、野生鳥獣被害の防止、ナラ枯れ被害の拡大防止などの多くの課題があります。

このため、引き続き、松くい虫被害木や不用木の除去等により、自然力を活かした跡地更新を促進するほか、ナラ枯れ被害に関しては、被害発生地域で未利用となっている広葉樹をしいたけ原木として利用を促進するなど、病虫害に強く健全な天然林へ誘導します。

また、新たな取組として、薄暗く荒廃した居住地周辺の里山林等を整備し、災害が少なく、開放的で快適な生活環境を創出するとともに、有害野生鳥獣が生息

する人家・農地等の周辺森林では緩衝帯の整備を行います。また、学校等公共施設や集落周辺などの重要な森林の荒廃状況や土砂災害の危険性を調査することで地域住民の安全・安心の確保に努めます。

なお、新規・拡充施策の実施に必要な予算については、各種の事業を、土砂流出防止や生活環境保全など、直接的な効果の大きい居住地や道路等に近い森林を対象を絞り込んで実施することにより対応することとします。

## (2) 地域における課題に対応した多様な森づくり

市町村等からの提案による、地域の実情や課題に対応した取組を支援する「市町村提案型森づくり事業」を実施してきており、引き続き、市町村等からの提案による取組を支援します。

## II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

### 1 力強い担い手の育成

#### (1) 優れた担い手の育成・強化

林業事業体による新規就業者の職場内研修や、就労条件の改善、安全作業のための装備・器具等導入などの支援を行ってきており、引き続き、就業希望者への雇用情報の提供、就業に必要な基本的知識・技術習得のための職場内研修等の支援を行うほか、森林施業、作業道開設、高性能林業機械操作、現場作業の指導・管理等の専門的な技術研修を拡充することによって、高性能林業機械等によって高度化する林業生産現場に従事することができる、優れた担い手の育成・強化を図ります。

#### (2) 地域林業の中核を担う林業事業体への支援

木材価格が著しく低迷する中であって、林業の収益性を確保し、森林の整備を促進するためには、現場作業における生産性の向上が不可欠であり、一人ひとりの担い手の技術力の向上とともに、その集合体である林業事業体の育成・強化が求められています。

このためには、各事業体における事業実行力や雇用管理能力等の向上を図る必要があり、今後の進め方として、意欲と実行力を有する林業事業体が行う、施業の集約化や事業量の安定的確保など事業の合理化に向けた取組や、通年雇用の確保、社会保険への加入促進等雇用の安定化と福利厚生改善など雇用条件の改善に向けた取組に対して、重点的・総合的に支援します。

なお、これらの拡充施策の実施に必要な予算については、新規就業者の確保・育成を推進する国の「緑の雇用対策」等の事業が充実してきており、この事業との連携を図ることにより対応します。

### 2 木材の利用促進

#### (1) 公共施設等への木材利用の促進

森林の持つ公益的機能を確保するためには、適切な林業生産活動を通じて、森林の整備を図ることが最も効率的であり、木材価格が長期的に下落する中で、県

産材の需要を拡大することが重要な課題となっています。

これまで、公共施設等への県産材による内外装等の整備や小学校への机・椅子の導入、木造建築や県産木製品の利用等の展示PR、高校生の提案による、県産材を活用し、ユニバーサルデザインを取り入れた居室の整備等を支援を行ってきました。今後とも、公共建築物等の県産材による木質・木造化の促進を図る必要があり、教育施設や社会福祉施設等の木造化、内装等の木質化、木製品の導入等への支援を行うとともに、公共建築物に加え、民間の建物における木材利用の促進を図るため、集客の見込める民間建築物における県産材を用いた木造・木質化計画の作成支援を行います。

## (2) 県産材の需要拡大

年々充実するヒノキ等人工林資源の販路を拡大するため、国内外展示会への出展や、県産材利用に関する相談等に対応できる県産材サポーター（岡山県木材組合連合会が実施する専門研修を受講し、認定された工務店関係者、設計士及び木材流通関係者等）の養成等を支援するとともに、県内の企業や大学等が行う木質バイオマス利活用技術の実用化等を支援を行っており、さらに、材質等に優れたヒノキの長所と県内木材加工企業の技術を生かした県産材の販路拡大の取組を強化します。

このため、高品質なヒノキ製材品等の販路開拓支援や、県産材サポーターの活用を進めるとともに、新たに、県産材製品のモデル実証利用施設や県産材使用工法の提案・展示等、県産材利用を促進するための普及啓発活動を支援します。また、バイオマス資源の活用促進では、引き続き、県内の企業や大学等が行う木質バイオマス利活用技術の実用化等を支援します。

## Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

### 1 県民への情報提供

森林の働きや林業の役割、県民税の必要性を広く県民に知らせるため、新聞、ラジオ等による広報、パンフレット等の配布、街頭広報活動、シンポジウムの開催等の取組を実施してきました。今後、県民全体で岡山の森林を守り育てるという意識の一層の高揚を図り、これまで以上に県民に認知していただくため、森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開や、広報・情報発信手段の多様化と充実を図るとともに、県民税事業実施者を通じた情報発信を促進します。

このため、従来のシンポジウムの開催や、新聞・ラジオ等での広報、街頭PR等に加え、県ホームページ、パンフレット、法人向けPR資料を充実させるとともに、森林の働きや林業の役割等を分かりやすく表した映像等の教材を作成し、学校・社会教育等での活用の促進を図っていきます。

### 2 県民参加による森づくり活動の推進

#### (1) 県民参加による森づくり活動の一層の推進

森林ボランティアグループ、地域住民、企業等による県民参加の森づくり活動

を支援したことにより、平成24年に「おかやま森づくりサポートセンター」が設立されました。

森づくり活動の一層の促進を図るためには、自主的な森林ボランティア活動の発展が重要であり、おかやま森づくりサポートセンターを拠点とした活動の促進、社会貢献活動の一環として森林保全活動に取り組もうとする企業等の要請への対応、森林活動を企画・運営できる人材の育成などが求められています。

このため、森づくりサポートセンターによる森林体験活動の開催や情報提供、資機材の貸出等への支援を強化するとともに、企業等による森づくり活動では、活動森林等に関する情報提供、活動プランの作成及び市町村等との協定締結の支援や、二酸化炭素吸収量の県認定による活動促進を図っていきます。また、森林活動に必要なイベントの企画・運営、森林施業に係る基礎研修や実践研修のほか、森の恵みを楽しむためのワークショップの開催を通じて、森林ボランティア活動を担う人材の育成に努めます。

## (2) 森林・自然を活用した体験学習を促進

森林・自然を活用した体験学習を促進するため、みどりの少年隊及び関係者による交流大会の開催を支援してきましたが、森林の重要性について一層の理解を深めるため、学校・社会教育等における森林・自然を活用した体験学習への支援を拡充する必要があります。

このため、みどりの大会の開催など、児童・生徒及び保護者等による身近な里山林等での活動を引き続き支援するとともに、市町村や森林・林業関係団体等が企画・実施する都市と山村との交流活動等の取組を促進します。

### 第3 税制度のあり方

#### 1 課税方式

今回の見直しにおいて税の導入効果を検証された結果、超過課税の目的である森林の保全について効果を上げており、税の本旨に則った税収の活用が図られていることが認められ、さらに、本県の課税方式が全国的に普遍性のあるものとなっていることから、現在の課税方式を変更しないこととしました。

#### 2 税率

県民税均等割は景気動向に左右されにくい性質を有する税であることから、現行の税率を継続する場合は、現在の人口や法人数が大きく変動しない限り、今後とも年間5億5千万円程度の税収を安定的に確保することができるものと見込まれます。

また、最近の税制改正の動向によれば、消費税率引き上げや個人住民税均等割の税率引き上げなど、県民の税負担の増加することや、県内労働者の賃金がさほど上がっていない現況を踏まえれば、税率を引き上げる状況にはありません。

一方、第2「用途事業の方向性」で述べたように、今後もこれまでと同様に、①水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進という3つの柱に従いながら、各種の事業を実施していくことが望ましいことから、これらを確実に実施していくためにはこれまでと同程度の財源を確保することが必要です。

以上を勘案し、さらに全国的にみると本県の税率は標準的なものとなっている状況を踏まえ、引き続き、現在の税率を維持することとしました。

#### 3 課税期間

森林保全を目的とする本税の導入効果を検証するためには、少なくとも数年間にわたる用途事業の実績を踏まえる必要があると考えられます。また、今後においても継続して実施すべき主要な施策である間伐事業は「おかやまの森づくり間伐推進5カ年計画」に基づき実施されることとなります。こうしたことを踏まえると、平成26年度以降の課税期間については、これまでと同様に5年間とすることが適当です。

#### 4 制度の周知

この税制の本旨は、すべての県民が税を負担することで、岡山県の森林を保全し、その恵みを県民全体で享受しようというものであり、これを広く県民の皆様に理解を求めていく必要があります。

そのためには、税がどのように森づくりに使われ、それがどのように県民の皆様に還元されているかを分かりやすい表現で積極的に情報提供し、周知を図っていく必要があります。

例えば、税制をPRするパンフレットやホームページ等については、税の用途や導入効果等が県民の視点で分かりやすく伝わるよう改善に努める必要があります。

また、県産材の需要拡大、県民参加の森づくり活動、森林・自然を活用した体験学習、里山林等の整備といった県民の皆様にとって身近な用途事業を実施していく中で、税の成果等を広くアピールするように努める必要があります。

#### 第4 基金のあり方

おかやま森づくり県民税は、本来は用途が限定されない普通税ですが、森林を保全するという政策目的に要する財源として導入した税制であることから、その税収が森林の保全に要する費用に限定して充てられていることを明らかにする必要があり、導入当初から、「おかやま森づくり県民基金」に税収を一旦積み立てた上で、必要な事業に要する費用に充当することにより用途を限定してきました。

こうした税制の性格を踏まえ、今後においても税収の用途を限定するための仕組みが必要となることから、引き続き、「おかやま森づくり県民基金」を活用した制度運用を図っていくことが適当です。

